

南アルプスIC新産業拠点整備事業に係る企業立地支援条例

令和元年12月20日

条例第21号

(目的)

第1条 南アルプスIC新産業拠点整備事業（以下「整備事業」という。）の事業用地（以下「事業用地」という。）において、本市が誘致する企業に対し、支援措置を講ずることにより、当該整備事業における企業立地を促進し、もって地域の価値を高め、地域経済の活性化を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 企業 市が誘致する事業者として市長が認める法人
- (2) 立地 市から事業用地を借り受け、事業を開始することをいう。
- (3) 投下固定資産額 事業用地において整備事業の用に供するための地方税法（昭和25年法律第226号）第341条に規定する家屋及び償却資産の取得に要する費用のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第13条第1号から第3号まで、第6号及び第7号に掲げる減価償却資産（耐用年数1年未満のもの及び取得価格20万円未満のものを除く。）の総額をいう。
- (4) 賃借料 事業用地の賃貸借契約に基づく費用をいう。
- (5) 常時雇用労働者 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第60条の2第1項第1号に規定する一般被保険者をいう。
- (6) 常用雇用労働者 立地に伴い、新たに雇用する労働者及び市外から転入する労働者で、次に掲げる全ての要件を満たす者をいう。
 - ア 雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者である者
 - イ 市内に住所を有する者
- (7) 短時間労働者 短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成5年法律第76号）第2条で規定する短時間労働者で、市内に住所を有する者をいう。
- (8) 障がい者 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第2条第2号から第6号までに規定する障害者をいう。

(支援措置)

第3条 市長は、支援措置の適用を決定した企業に対し、支援措置を講ずるものとする。ただし、市、国、県その他の地方公共団体又は産業支援機関の制度において、既に支援措置を受けていると認める場合は、この限りでない。

2 支援措置の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 基盤整備措置
- (2) 地代軽減措置
- (3) 産業立地奨励金
- (4) 雇用創出奨励金

3 支援措置の内容等は、別表第1及び別表第2に定めるとおりとする。

(支援措置の申請)

第4条 前条の支援措置の適用を受けようとする企業は、規則の定めるところにより、市長に申請しなければならない。

(支援措置の適否の決定)

第5条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、支援措置の適用について、その適否を決定し、規則の定めるところにより、その旨を申請者に通知するものとする。

(支援措置の請求)

第6条 前条の支援措置の適用の決定を受けた企業（以下「適用企業」という。）は、第3条第2項第3号及び第4号に規定する支援措置の交付について、規則の定めるところにより、市長に請求することができる。

(報告等)

第7条 市長は、適用企業に対し、当該整備事業に係る報告若しくは関係図書の提出を求め、又は職員に調査させることができる。

(財産の管理及び処分の制限)

第8条 適用企業は、支援措置の交付を受けて取得した財産について台帳を整備し、市長が必要と認めるときは、これを提示しなければならない。

2 適用企業は、支援措置の交付を受けて取得した財産を処分しようとするときは、別に定める財産処分承認申請書を市長に提出して、その承認を受けなければならない。

3 市長は、前項の規定により財産の処分があったときは、既に交付した額の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(決定の取消し等)

第9条 市長は、適用企業が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、支援措置の適用の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽その他不正な手段により支援措置の適用の決定を受けたとき。
- (2) 立地後、20年以内に第1条で規定する目的を達成するための事業を廃止したとき。
- (3) 法令違反又は社会的な信用を著しく損なう行為を行ったと市長が認めるとき。
- (4) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

(支援措置の返還)

第10条 市長は、前条の規定により決定を取り消した企業に対して、既に交付した支援措置の額の全部又は一部を返還させることができる。

(委任)

第11条 この条例に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 この条例の規定に基づく事業用地への立地企業の募集及び募集するための準備行為は、この条例の施行の日前においても、行うことができる。

別表第1（第3条関係）

支援措置の種類	支援措置の内容
基盤整備措置	市は、企業の事業計画に対し、市長が必要と認める範囲で事業用地における基盤整備を実施する。ただし、当該基盤整備の限度額は、事業用地全体の基盤整備に係る経費を合算した額に対して5億円までとし、限度額を超える場合は、企業の負担とする。
地代軽減措置	市は、借地期間開始後1年間は、事業用地の賃借料を免除する。また、借地期間開始後2年目以降の1年間は、事業用地の賃借料（年額）に100分の80を乗じて得た額を軽減する。

別表第2（第3条関係）

支援措置の種類	支援措置の内容		
	交付要件	区分	交付額等
産業立地奨励金	土地取得費を除いた投下固定資産額が3億円以上の場合に限る。	整備事業の実施に伴い増加する常時雇用労働者数が10人以上50人未満	整備事業の用に供する投下固定資産額に100分の2を乗じて得た額を交付する。ただし、6,000万円を限度とする。
		整備事業の実施に伴い増加する常時雇用労働者数が50人以上100人未満	整備事業の用に供する投下固定資産額に100分の2を乗じて得た額を交付する。ただし、1億円を限度とする。
		整備事業の実施に伴い増加する常時雇用労働者数が100人以上500人未満	整備事業の用に供する投下固定資産額に100分の2を乗じて得た額を交付する。ただし、1億5,000万円を限度とする。
		整備事業の実施に伴い増加する常時雇用労働者数が500人以上	整備事業の用に供する投下固定資産額に100分の2を乗じて得た額を交付する。ただし、2億円を限度とする。
雇用創出奨励金	特別な理由がある場合を除き、常用雇用労働者又は短時間労働者を3年以上継続して雇用契約を行う場合に限る。ただし、奨励金の総額は1企業につき500万円を限度（障がい者加算を除く。）とする。	常用雇用労働者（正規）	1人当たり50万円を交付する。ただし、対象労働者が障がい者であるときは1人当たり10万円を加算した額を交付する。
		短時間労働者（非正規）	1人当たり10万円を交付する。ただし、対象労働者が障がい者であるときは1人当たり2万円を加算した額を交付する。